

# 平成29年度会計

定期監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成30年10月

島根県監査委員

監 第 7 7 号

平成30年10月19日

島根県議会議長  
島根県知事  
島根県教育委員会教育長  
島根県公安委員会委員長  
島根県人事委員会委員長  
島根県労働委員会会長

} 様

島根県監査委員 生越俊一

島根県監査委員 岩田浩岳

島根県監査委員 大國羊一

島根県監査委員 後藤勇

平成29年度会計に係る定期監査の結果に関する報告及び意見について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成29年度会計に係る定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

また、同条第10項の規定により組織及び運営の合理化に資するための意見を報告に添えて提出します。

なお、指摘事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成31年9月末日までに行ってください。

# 目 次

## 定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査の対象事務	1
2	監査実施機関及び方法	1
3	監査実施期日	1
第2	監査の結果	2
1	監査結果	2
(1)	総括	2
(2)	指摘・指示事項	2
(3)	重点的監査事項	3
2	指摘事項	4
(1)	予算関係事務	4
(2)	収入関係事務	4
(3)	支出関係事務	5
(4)	契約関係事務	6
3	指示事項の主なもの	7
(1)	収入関係事務	7
(2)	支出関係事務	7
(3)	契約関係事務	7
(4)	財産関係事務	7

## 意 見

第1	本年度の意見	8
1	定期監査の結果に関する意見	8
(1)	内部統制体制の確立について	8
(2)	会計事務の適正化について	8
(3)	道路占用料等の収入調定の遅延について	9
(4)	公有財産管理事務の適正化について	9

2	組織及び運営の合理化に資するための意見	10
	備品の適正な処分について	10

第2	昨年度の意見に対する措置状況の評価	12
----	-------------------	----

参 考
-----

別紙1	平成29年度会計監査実施機関及び実施期日（本庁等）	13
別紙2	〃（地方機関：実地監査）	14
別紙3	〃（地方機関：書面監査）	15

## 定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象事務

平成29年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。実施に当たっては、「備品の適正な処分」を重点的監査事項とした。

なお、監査対象期間は、原則として平成29年度であるが、一部の地方機関においては、監査を平成29年度下半期に行う関係上、平成28年度下半期から平成29年度上半期を対象とした。

#### 2 監査実施機関及び方法

監査対象機関224機関全てについて監査を実施した。

本庁等は、対象機関82機関の全てについて実地監査<sup>※1</sup>を行った。また、地方機関は、対象機関142機関のうち70機関について実地監査を、残り72機関について書面監査<sup>※2</sup>を行った。

(単位：機関)

区 分	監査対象機関数	監査実施機関数	実地監査	書面監査
本 庁 等	82	82	82	—
地方機関	142	142	70	72
計	224	224	152	72

※1 実地監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、各機関へ出向いて事務処理の状況を調査し、各機関の長からの事情聴取を行う監査

※2 書面監査

各機関から提出された監査資料等をもとに、書面により事務処理の状況を調査し、必要に応じて電話等で各機関からの事情聴取を行う監査

#### 3 監査実施期日

本 庁 等 平成30年7月10日から8月23日まで (別紙1のとおり)

地方機関 平成30年1月11日から3月16日まで及び

平成30年5月29日から8月10日まで (別紙2及び3のとおり)

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果

#### (1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、是正又は改善等を要するものとして指摘・指示した事項及び重点的監査事項に係る結果については次のとおりである。

#### (2) 指摘・指示事項

指摘事項<sup>※3</sup>は、予算、収入、支出及び契約に関するものが14件であった。

指示事項<sup>※4</sup>は、収入、支出、契約及び財産に関するものが141件であった。

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘・指示事項に該当する機関にあつては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

(単位：件)

区 分	予算 関係	収入 関係	支出 関係	契約 関係	工事 関係	財産 関係	合計	昨年度
指摘事項	1	6	3	4	0	0	14	3
指示事項	0	51	18	11	0	61	141	118
合 計	1	57	21	15	0	61	155	121

#### ※3 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 県に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は、「指摘」とすることがある。

#### ※4 指示事項

指摘事項以外のもので、該当機関に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とすることがある。

### (3) 重点的監査事項

備品の適正な処分について

備品については、機能の減退により使用に耐えなくなったときは、原則として売却により処分することとし、売却することが不利又は不適當なものは廃棄することとされている。

今回の定期監査では、処分に先立ち、他の機関への管理換えが検討されているか、売却したものにつき、適切な方法で売却が行われているか、廃棄されたものについて売却可能性が検討されているか、また、廃棄方法は適切であったか、という観点から監査を行った。

その結果、自所属で不用となった備品のうち、使用可能なものについては、職員ポータルに掲載するなどにより、ほとんどの所属で管理換えへの取組が行われていた。

監査対象期間中に売却された備品は171点で、売却金額合計は、約7,723千円であった。また、廃棄された備品は2,557点で、廃棄に要した費用は総額約11,940千円（一体的に廃棄された消耗品の廃棄費用を含む。）であった。

これらの備品の処分は、おおむね適切に実施されていたが、廃棄費用を最小化し、売却価値を最大化するという点において、更なる工夫や職員の意識の徹底が望まれる。

なお、この結果に対する意見は後述のとおりである。

## 2 指摘事項

### (1) 予算関係事務

2ヶ年にわたる以下の公共事業（ゼロ国）の執行に当たり、必要な債務負担行為を設定していなかった。

大型魚礁設置事業費	101,455,200円
水産物供給基盤機能保全事業費	13,176,000円
離島広域漁港整備事業費	143,100,000円

(漁港漁場整備課)

### (2) 収入関係事務

#### ① 調定すべきものを調定していないもの

行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定をしていないものがあった。

和江地区漁港関連道（電話柱）

使用料 1,440円

許可日 平成28年10月20日

調定すべき日 平成29年4月1日

外4件

(浜田水産事務所)

#### ② 調定の時期が適当でないもの

ア 港湾施設の利用許可に係る使用料等の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。

別府港2号旅客上屋

使用料 3,479,338円

許可日 平成29年4月1日

調定日 平成29年9月13日

外126件

(隠岐支庁県土整備局)

イ 行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。

浜田漁港（漁港施設用地）

使用料 398,300円

許可日 平成29年4月1日

調定日 平成29年7月18日

外1件

(浜田水産事務所)

ウ 河川の占用許可に係る占用料等の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。

三隅川  
占用料 383,620円  
調定すべき日 平成29年 4月 1日  
調定日 平成29年10月17日  
外300件

(浜田県土整備事務所)

③ 収入の手続をしていないもの

浚渫工事によって発生した掘削土を売却する契約の契約保証金について、引渡し  
が完了した時点で、代金の一部として振替収入すべきところ、歳入歳出外現金のま  
ま放置していた。

平成28年度分 1件 2,000円  
平成29年度分 1件 10,000円

(浜田水産事務所)

④ 証紙のはり付けのないもの

申請手数料として、証紙が貼付されるべきところ、誤って収入印紙が貼付されて  
いたにもかかわらず、これを受理し、消印していた。

建設工事紛争審査会への仲裁申請 1件 85,200円

(土木総務課)

(3) 支出関係事務

① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの

ア 職員2名の退職手当について、退職1ヶ月経過後に支払ったため、遅延利息  
が発生していた。

対象元金 216,639円  
支払期限 平成29年 8月31日  
支払日 平成29年11月30日  
遅延利息 2,700円  
外1件

(人事課)

イ 水利権の更新（変更）許可に伴う流水占用料の還付金の支払時期が遅延し、加算金が発生していた。

更新許可日	平成29年 6月16日
還付決裁日	平成29年12月 5日
還付金額	1,502,660円
還付加算金の額	12,000円

(河川課)

ウ 電話料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生しているものがあつた。

4月分電話料金	324円
支払期限	平成29年 5月22日
支払日	平成29年 6月13日
延滞利息	2円

(浜田教育センター)

#### (4) 契約関係事務

##### ① 法令に違反して契約しているもの

2ヶ年にわたる公共事業（ゼロ国）について、執行に必要な債務負担行為の設定がないまま、平成29年度から平成30年度にまたがる契約を行った。

水産生産基盤整備事業 西郷漁港 - 5.5m岸壁工事

契約日 平成30年3月27日

工期 平成30年3月28日～平成31年3月25日

外5件

(隠岐支庁水産局・松江水産事務所・浜田水産事務所)

##### ② 契約書に契約印がないもの

G P S 首輪の物品売買契約書（2部）に所長印を押印していなかった。

(東部農林振興センター雲南事務所)

### 3 指示事項の主なもの

#### (1) 収入関係事務

使用料等の収入について、納入期限までに収入されず、3ヶ月以上遅延したにもかかわらず督促状発出等債権確保の手続を行っていないものがあった。

#### (2) 支出関係事務

ETCカードやタクシーを使用する際には、使用承認（報告）簿により、承認手続をとる必要があるが、所属長の承認のないまま使用していたものがあった。

#### (3) 契約関係事務

契約書に規定すべき基本的な事項を記載していないものなど契約内容に不備のあるものがあった。

#### (4) 財産関係事務

##### ① 財産事務

行政財産の使用許可台帳が作成されていないもの、記載内容が不備なものがあった。

##### ② 物品事務

物品の管理に当たって作成すべき使用責任者記録簿を作成していないものがあった。

## 第1 本年度の意見

### 1 定期監査の結果に関する意見

#### (1) 内部統制体制の確立について(政策企画監査、人事課)

今回の監査においては、昨年度に比べ指摘事項、指示事項とも大幅に増加している。また、その内容についても、担当職員の失念、見落としや業務への未習熟といった個人の瑕疵が、組織内で発見、是正されることなく、結果として法令違反の行為や延滞金の発生など県に損害を与える事態を惹き起こした事例が少なからず見受けられる。もとよりヒューマンエラーは不可避免的に発生するものであるが、一つのミスが重大な結果につながるものがないよう業務の適切な執行を確保する必要がある。

折しも、今般の地方自治法改正を受け、現在、内部統制に関する体制整備が検討されているところである。

については、内部統制体制の整備に当たっては、知事のリーダーシップのもと、事務の適正性の確保を図るための真に有効かつ効率的な取組となるように、全庁をあげて取り組まれない。

※内部統制体制…地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

#### (2) 会計事務の適正化について(各執行機関)

今回の監査において指摘、指示とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延、債権確保のための督促状未発出、支出に関しては支払時期の遅延による延滞金発生、物品管理においては使用責任者記録簿の記載漏れ、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。これらは、かねて監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項である。

このような状況を踏まえると、担当職員への周知や事務引継の徹底を指示するだけでは十分ではなく、所属としてのチェック機能や指導支援体制が確立されることが必要である。

については、全庁的な内部統制の構築に併せて、各執行機関においては、所属長の責務として、生じうるリスクを把握したうえで必要なチェックや支援の体制を整備

し、これが有効に機能しているかを定期的に確認することにより会計事務の適正な執行の確保に努められたい。

### (3) 道路占用料等の収入調定の遅延について(土木総務課)

県土整備事務所の道路占用料、河川占用料、港湾施設使用料等の収入調定の遅延については、平成26年度会計定期監査において改善に取り組むよう意見を述べたところであるが、依然として収入調定が遅延しているものが多数見受けられ、このうち、調定金額が30万円以上で3ヶ月以上遅延しているものについては指摘事項としたところである。

については、改めて各県土整備事務所の実態を把握し、道路占用料等の調定事務の適正化を図るための措置を講じられたい。

なお、早期に調定を行っている事務所においても、相当の時間外勤務を行って処理している状況も見受けられるので、検討に当たっては、調定準備への早期着手、所内における弾力的な業務分担の実施、繁忙期に臨時・嘱託職員の加配を行うなど、特定の職員に過度の負担が生じることのないよう十分留意されたい。

### (4) 公有財産管理事務の適正化について(各執行機関、管財課、教育施設課)

公有財産管理事務の適正化については、これまでの定期監査において繰り返し改善を求めてきたところであるが、行政財産使用許可台帳等の作成漏れ、所定の様式によっていないもの、直近の状況の記載のないものなど、不適切な処理が多く見受けられた。

また、行政財産使用許可については、事務処理の便宜のため、多くの所属において、台帳の他、独自に一覧表を作成して活用している実態もあった。

については、各執行機関においては、今まで以上にチェック体制を強化し、より正確な財産台帳の整備を行い、公有財産管理事務の一層の適正化を図られたい。

また、管財課及び教育施設課にあつては、各執行所属の上記のような状況も踏まえ、行政財産使用許可台帳に関する事務を効率化するための方策を検討されたい。

## 2 組織及び運営の合理化に資するための意見

### 備品の適正な処分について

#### ① 不用物品売却に当たっての競争性の向上(各執行機関、出納局)

監査対象期間における不用物品の売却状況は、売却点数171点で、売却金額合計7,723千円余であった。なかには、売却方法や売却先を工夫して、ネットオークションによりマイクロバスを2百万円余で売却したり、該当車両の海外での需要を念頭に見積合わせを行い、1百万円余の収入を上げるなど、想定以上の売却益を得ている事例があった。また、車両の更新に当たり、既存車両を下取りとする新旧車両の交換の一般競争入札を実施し、個別に取得、処分する場合に比して、より有利な条件で車両を更新した事例もあった。

については、各執行機関においては、ネットオークションや競争入札の積極的活用、あるいは、ニーズを踏まえた適切な業者選定による見積合わせなど、より効果的な売却方法を検討されたい。

また、下取り備品との交換契約の手法による備品取得は、国や他県において、既に制度化して実施されているところであり、出納局においては、所要のマニュアルや標準契約書の整備について検討されたい。

#### ② 売却に関する情報の提供(出納局)

上記の他、使用不可能な備品についても、材質や数量によっては、スクラップ等として売却可能なものも存在するが、多くの所属では、売却の実績がなく、買取価格の相場や売却先に関する情報を持たないことから、売却可能性を事前に検討することなく、前例に従い廃棄している事例もあった。

については、出納局においては、売却可能性のある備品の処分に関して、売却実績、売却方法、取扱業者等の情報を収集し、売却可能性や売却方法について、わかりやすく情報提供することを検討されたい。

### ③ 一元的な売却等への取組(出納局)

公用車の処分について、警察本部においては、本部に対象車両14台を集約し、見積合わせにより売却し、総額837千円、一台当たり59,700円余の売却収入を上げている。

一方、その他の部局では、マイクロバスなど合計7台を売却しているものの、他の80台は、一部のスクラップ収入を差し引いても、車両1台当たり約12,800円の費用を支出して処分している。

については、公用車の処分経費を収益に転換し、併せて各機関の処分に要する事務負担を軽減する観点から、出納局においては、全庁的な公用車の一元的売却について検討されたい。

また、本庁においては、毎年度多くの備品あるいは消耗品を産業廃棄物等として個別に各所属が廃棄しているが、契約手続が煩瑣である上、鉄くずについては一定の重量があれば売却可能なものである。

については、本庁において、対象備品等の範囲を定めて一括売却又は廃棄処分することについても併せて検討されたい。

## 第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

昨年度の意見は、次のとおりであった。

- 1 定期監査の結果に関する意見
  - (1) 会計事務の適正化について
  - (2) 履行検査の適正化について
  
- 2 組織及び運営の合理化に資するための意見
  - (1) 非常時持出物品等について
  - (2) 公用車の有効活用について
    - ①貸出車の予約取り消し漏れの防止について
    - ②貸出可能な専用車の情報共有について

これに対する措置状況について、次のとおり評価する。

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、一層の推進を期待したい。
  - 1 (2) 履行検査の適正化について
  - 2 (1) 非常時持出物品等について
  - 2 (2)② 貸出可能な専用車の情報共有について
  
- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、今後の状況を見守りたい。
  - 2 (2)① 貸出車の予約取り消し漏れの防止について
  
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、引き続き改善を進められたい。
  - 1 (1) 会計事務の適正化について

平成 29 年度会計監査実施機関及び実施期日  
(本庁等)

部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局	政策企画監室	平成30年8月23日
	秘書課	平成30年8月21日
	統計調査課	平成30年8月9日
総務部	総務課	平成30年8月22日
	人事課	平成30年7月24日
	財政課	平成30年8月23日
	税務課	平成30年8月1日
	管財課	平成30年7月26日
	営繕課	平成30年7月26日
	総務事務センター	平成30年7月26日
	広報部	平成30年8月20日
防災部	消防総務課	平成30年8月10日
	防災危機管理課	平成30年8月10日
	原子力安全対策課	平成30年8月6日
地域振興部	地域政策課	平成30年8月20日
	しまね暮らし推進課	平成30年8月10日
	市町村課	平成30年8月9日
	情報政策課	平成30年8月10日
	交通対策課	平成30年8月10日
環境生活部	環境生活総務課	平成30年8月23日
	人権同和対策課	平成30年7月24日
	文化国際課	平成30年8月23日
	自然環境課	平成30年8月10日
	環境政策課	平成30年7月24日
健康福祉部	廃棄物対策課	平成30年7月25日
	健康福祉総務課	平成30年8月6日
	地域福祉課	平成30年8月1日
	医療政策課	平成30年8月1日
	健康推進課	平成30年8月1日
	高齢者福祉課	平成30年8月1日
	青少年家庭課	平成30年8月2日
	子ども・子育て支援課	平成30年8月2日
	障がい福祉課	平成30年8月2日
	薬事衛生課	平成30年8月1日
農林水産部	農林水産総務課	平成30年8月9日
	農業経営課	平成30年7月26日
	農産園芸課	平成30年7月26日
	畜産課	平成30年8月2日
	農村整備課	平成30年8月1日
	農地整備課	平成30年8月1日
	林業課	平成30年7月26日
	森林整備課	平成30年7月26日
	水産課	平成30年8月1日
	漁港漁場整備課	平成30年8月1日

部 局	監査実施機関	監査実施期日
商工労働部	商工政策課	平成30年8月10日
	観光振興課	平成30年8月9日
	しまねブランド推進課	平成30年8月2日
	産業振興課	平成30年8月6日
	企業立地課	平成30年7月26日
	中小企業課	平成30年7月26日
	雇用政策課	平成30年8月6日
	土木部	土木総務課
土木部	技術管理課	平成30年8月20日
	用地対策課	平成30年8月10日
	道路維持課	平成30年8月6日
	道路建設課	平成30年8月6日
	高速道路推進課	平成30年8月6日
	河川課	平成30年7月25日
	斐伊川神戸川対策課	平成30年8月10日
	港湾空港課	平成30年8月10日
	砂防課	平成30年8月2日
	都市計画課	平成30年7月26日
	下水道推進課	平成30年8月10日
	建築住宅課	平成30年8月9日
	出納局	平成30年8月21日
	企業局	平成30年7月10日
病院局	平成30年7月11日	
議会事務局	平成30年8月22日	
教育委員会	教育庁総務課	平成30年8月21日
	教育施設課	平成30年7月25日
	学校企画課	平成30年7月24日
	教育指導課	平成30年8月6日
	特別支援教育課	平成30年7月25日
	保健体育課	平成30年8月20日
	社会教育課	平成30年7月25日
	人権同和教育課	平成30年7月24日
	文化財課	平成30年7月24日
	福利課	平成30年7月26日
公安委員会	警察本部	平成30年8月20日
人事委員会事務局	平成30年8月21日	
監査委員事務局	平成30年8月22日	
労働委員会事務局	平成30年8月20日	

計	82 機関
---	-------

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載

## 平成 29 年度会計監査実施機関及び実施期日

(地方機関：実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日	
総務部	隠岐支庁県民局	平成30年7月19日	土木部	松江県土整備事務所	平成30年7月20日	
	隠岐支庁農林局	平成30年7月19日		雲南県土整備事務所	平成30年7月20日	
	隠岐支庁水産局	平成30年7月20日		出雲県土整備事務所	平成30年7月12日	
	隠岐支庁県土整備局	平成30年7月20日		県央県土整備事務所	平成30年7月23日	
	東部県民センター	平成30年7月12日		浜田県土整備事務所	平成30年7月12日	
	東部県民センター 出雲事務所	平成30年7月12日		益田県土整備事務所	平成30年7月13日	
	西部県民センター	平成30年7月12日		浜田河川総合開発事務所	平成30年1月12日	
	西部県民センター 益田事務所	平成30年7月12日		出雲空港管理事務所	平成30年5月29日	
	公文書センター	平成30年1月24日		宍道湖流域下水道 管理事務所	平成30年6月14日	
	東京事務所	平成30年6月1日		浜田港湾振興センター	平成30年7月13日	
地域振興部	中山間地域研究 センター	平成30年6月4日		企業局	東部事務所	平成30年7月10日
環境生活部	美術館	平成30年1月18日			西部事務所	平成30年7月10日
健康福祉部	松江保健所	平成30年1月19日	病院局	中央病院	平成30年7月11日	
	出雲保健所	平成30年1月18日		こころの医療センター	平成30年7月11日	
	浜田保健所	平成30年1月12日	教育委員会	松江教育事務所	平成30年1月24日	
	保健環境科学研究所	平成30年6月8日		隠岐教育事務所	平成30年7月19日	
	中央児童相談所	平成30年1月19日		浜田教育センター	平成30年1月17日	
	浜田児童相談所	平成30年1月17日		青少年の家	平成30年1月19日	
	心と体の相談センター	平成30年1月24日		埋蔵文化財調査センター	平成30年6月8日	
農林水産部	東部農林振興センター	平成30年6月4日		安来高等学校	平成30年1月26日	
	東部農林振興センター 雲南事務所	平成30年6月4日		松江南高等学校	平成30年1月25日	
	西部農林振興センター	平成30年7月12日		松江商業高等学校	平成30年1月25日	
	西部農林振興センター 川本家畜衛生部	平成30年7月12日		飯南高等学校	平成30年1月16日	
	西部農林振興センター 益田家畜衛生部	平成30年7月12日		出雲工業高等学校	平成30年1月16日	
	西部農林振興センター 県央事務所	平成30年7月12日	大田高等学校	平成30年1月24日		
	西部農林振興センター 益田事務所	平成30年7月12日	江津工業高等学校	平成30年1月17日		
	農業技術センター	平成30年5月29日	浜田高等学校	平成30年1月12日		
	農林大学校	平成30年7月23日	浜田水産高等学校	平成30年1月12日		
	畜産技術センター	平成30年7月12日	津和野高等学校	平成30年1月11日		
	松江水産事務所	平成30年6月4日	益田養護学校	平成30年1月11日		
	浜田水産事務所	平成30年7月17日	公安委員会	松江警察署	平成30年1月25日	
	水産技術センター	平成30年7月17日		安来警察署	平成30年1月26日	
	商工労働部	大阪事務所		平成30年6月1日	大田警察署	平成30年1月24日
		広島事務所	平成30年5月31日	江津警察署	平成30年1月24日	
産業技術センター		平成30年6月14日				
東部高等技術校		平成30年1月18日				
			計	70 機関		

(注) 地方機関の実地監査は、組織の規模等により、1～3年に1回の間隔で実施

平成 29 年度会計監査実施機関及び実施期日

(地方機関：書面監査)

部 局	監査実施機関	部 局	監査実施機関	
★ 総 務 部	隠岐支庁隠岐保健所		三刀屋高等学校	
	東部県民センター雲南事務所		平田高等学校	
	西部県民センター県央事務所		出雲高等学校	
	自治研修所		出雲商業高等学校	
防 災 部	消 防 学 校		出雲農林高等学校	
環境生活部	島根県芸術文化センター		大社高等学校	
健康福祉部	雲南保健所		邇摩高等学校	
	県央保健所		島根中央高等学校	
	益田保健所		矢上高等学校	
	島根あさひ社会復帰促進センター診療所		江津高等学校	
	出雲児童相談所		浜田商業高等学校	
	益田児童相談所		益田高等学校	
	わかたけ学園		益田翔陽高等学校	
	女性相談センター		吉賀高等学校	
	食肉衛生検査所		★隠岐高等学校	
	農林水産部		東部農林振興センター出雲事務所	★隠岐島前高等学校
東部農林振興センター松江家畜衛生部			★隠岐水産高等学校	
東部農林振興センター出雲家畜衛生部			盲 学 校	
商工労働部	西部高等技術校		松江ろう学校	
教育委員会	出雲教育事務所		浜田ろう学校	
	浜田教育事務所		松江養護学校	
	益田教育事務所		出雲養護学校	
	島根県教育センター		石見養護学校	
	東部社会教育研修センター		浜田養護学校	
	西部社会教育研修センター		★隠岐養護学校	
	図 書 館		松江清心養護学校	
	少年自然の家		江津清和養護学校	
	古代出雲歴史博物館		松江緑が丘養護学校	
	情報科学高等学校		公安委員会	
	松江北高等学校		雲南警察署	
	松江東高等学校		出雲警察署	
	松江工業高等学校		川本警察署	
	松江農林高等学校		浜田警察署	
	宍道高等学校		益田警察署	
	大東高等学校		津和野警察署	
	横田高等学校		★隠岐の島警察署	
			★浦郷警察署	
			計	72

監査実施期日	隠岐地区以外の機関	平成30年2月1日～3月16日
	隠岐地区の機関(★)	平成30年8月1日～8月10日

(注)書面監査は、実地監査の対象としなかった機関について実施

平成29年度会計  
定期監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

平成30年10月発行  
島根県監査委員

〒690-8501

島根県松江市殿町8番地 県庁南庁舎

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-5442

FAX(0852)22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp